

三股町婚活応援支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザルの趣旨

三股町婚活支援事業を委託するにあたり、結婚を希望する独身者へ出会いの機会を提供し、交際・結婚につなげる考え方などを総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の受託候補者として選定する。

2. 業務の概要

- (1) 名 称 三股町婚活応援支援事業業務委託
- (2) 委 託 期 間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- (3) 委託上限額 494,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (4) 業務の内容 別紙「三股町婚活応援支援事業業務委託仕様書」のとおり

3. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 結婚支援や婚活イベント実施についてのノウハウを有すること。
- (2) 過去 3 年以内において、本業務の内容と同種の業務、又はこれらに類似する業務を受託し、履行した実績があること。
- (3) 本公告の日から契約締結の日までの間に、本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は法人であってその役員が暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）ではないこと。

4. 選定までのスケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和 7 年 4 月 11 日（金）
- (2) 参加表明書等の受付締切 令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時まで
- (3) 質問の受付締切 令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時まで
- (4) 参加資格審査の結果通知 令和 7 年 5 月 1 日（木）
- (5) 企画提案書等の提出締切 令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時まで
- (6) 審査 令和 7 年 5 月 27 日（火）予定
- (7) 結果通知 令和 7 年 6 月 2 日（月）以降
- (8) 契約締結 令和 7 年 6 月上旬

5. 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 関連書類の交付

本プロポーザルに関する書類は、三股町ホームページ上で交付する。

URL : <https://www.town.mimata.lg.jp/contents/2168.html>

(2) 交付期間

令和7年4月11日（金）から 令和7年5月16日（金）まで

6. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

様式等		提出部数
様式1	参加表明書	正本1部（クリップ留め）
様式2	会社概要	副本8部（クリップ留め）

※様式様式規格はA4規格とし、文字サイズは10.5ポイントを基本とする。

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金）17時まで

(3) 提出方法

提出期限までに、事務局に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

(4) 参加資格審査の結果通知

令和7年5月1日（木）に郵送で、参加資格審査の結果通知を発送する。

7. 質問及び回答

(1) 質問の受付

- ① 提出書類 プロポーザルに関する質問書（様式3）
- ② 提出期限 令和7年4月25日（金）17時まで
- ③ 提出方法 事務局宛の電子メールによることとする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、随時、プロポーザル参加表明者全員に、プロポーザルに関する質問書又は参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。
また、三股町ホームページ上にも掲載する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の①～⑤の全てについて、正本1部、副本8部の合計9部をダブルクリップで留めて提出すること。なお、正本については、法人名称を記載したものとし、副本

のうち、②～⑤については、業者が特定できるような法人名称やロゴ等の記載がないものとする。

① 表紙	様式に従い記入する。(様式4)
② 企画提案書	仕様書の業務内容に基づいて、提案内容を作成する。 なお、業務目的を達成するために必要と思われる事項について、仕様書に記載がない場合も提案者が独自に提案することは可とするが、提案にあたっては、過去の実績等を踏まえて具体的に提案すること。 (様式は任意の様式としA4用紙15枚以内)
③ 業務工程表	各業務について、提案者が想定する作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人員予定数(一日当たりの人数、延べ人数等)を記載する。 (様式は任意の様式としA4用紙2枚以内)
④ 業務実施体制調書	業務の実施体制について記載する。 (様式5)
⑤ 見積書及び見積明細書	以下の(ア)～(ウ)に留意し、見積書及び見積明細書を作成する。(任意の様式) (ア) 業務ごとの積算内容及び内訳が分かるように記載すること。 (イ) 宛名は「三股町長 木佐貫辰生」とすること。 (ウ) 見積価格については、参加費で賄う費用を除き、委託費で賄う費用を税抜きの価格(上限額449,091円とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)で記載すること。なお、参加費で賄う費用については、見積明細書内に別途税抜きの価格を記載すること。

(2) 作成方法

提出書類は全てA4版に統一すること。ただし、やむを得ない場合は、A3用紙を片袖折にし、A4用紙サイズにすることも可とする。

(3) 提出期限

令和7年5月16日(金)17時まで

(4) 提出方法

提出期限までに、事務局に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

9. 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙の審査基準のとおりとする。

(2) 審査方法

審査会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションによる審査、質疑応答を行い、業務委託候補者を決定する。

10. 審査会

(1) 実施日・会場

日 時：令和 7 年 5 月 27 日（火）予定

※当日のプレゼンテーションの時間等については、別途通知する。

場 所：三股町役場本庁舎

(2) 出席者

事業者につき 3 名以内とする。

(3) 審査内容

- ・参加者からのプレゼンテーション（20 分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（10 分以内）を実施する。
- ・審査基準に基づき行った審査会委員の評価点の平均点を最終評価点とし、最終評価点が 60 点以上を獲得した者のうち、最も評価が高い者を優先交渉権者として選定する。
- ・本プロポーザルは、1 者のみの応募であっても成立するものとするが、その場合でも、最終評価点が 60 点以上であることを条件として優先交渉権者とする。
- ・プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施することとする。なお、プロジェクター、スクリーンを使用することを可とし、プロジェクターとスクリーンについては、事務局において準備する。また、提案事業者においても、必要に応じてプロジェクター等を持ちこむことができることとする。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、令和 7 年 6 月 2 日（月）以降に参加者全員に対し、優先交渉権者と次順位者を質問書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合には、次順位者を交渉権者としてすることとする。

11. 業務委託契約の締結について

(1) 契約手続等

上記「10. 審査会」により選定された優先交渉権者を業務委託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、業務委託候補者の企画提案書の内容を基本とするが、協議の上で変更することがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払計画、金額などについては、協議の上で決定する。

1 2. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

1 3. 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、受託者を変更することがある。また、その場合、すでに支払った委託料があるときは返還を求める。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 事務遂行の意思が認められない場合
- (4) 事務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

1 4. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (2) 虚偽の記載をした提出書類は、無効とする。また、委託上限額を超える企画提案書等は、無効とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (6) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (7) 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

1 5. 事務局（問合せ先・各種書類等の提出先）

三股町企画商工課 企画政策係 担当：西森

所在地：〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

電 話：0986-52-1114 FAX：0986-52-9762

E-mail：kikaku-k@town.mimata.lg.jp